

7月13日集中豪雨により被災されたお客さまの ガス工事費およびガス料金の特別措置について

平成16年7月16日
北陸ガス株式会社

このたびの集中豪雨により、被災されたお客さまに心からお見舞い申し上げます。

北陸ガスは、平成16年7月13日の集中豪雨により災害救助法が適用された当社供給区域のお客さま（長岡市・三条市およびその隣接する地域）に対し、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、下記のとおりガス工事費とガス料金の特別措置を行うこととし、平成16年7月15日、関東経済産業局長に認可申請を行い、同日直ちに認可を受けました。

これは、被災された当社供給区域のお客さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくこと、特別措置を行うものです。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成16年8月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

2. ガス料金の早収期間¹および支払期限²の延長

被災されたお客さまの平成16年6月分（早収期間の最終日が7月13日以降となるもの）7月分および8月分の各ガス料金の早収期間および支払期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

- 1 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から20日以内の期間（ガス料金の支払いがこの期間後になると3%が翌月の料金に加算されます）。
- 2 ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して50日目の日。

3. 不使用月のガス料金の免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については基本料金を申し受けいたしません。

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス(株)長岡支社 フリーダイヤル 0120-399-035

<参考>

北陸ガス供給区域（5市2町）

新潟市、長岡市、三条市、加茂市、豊栄市、亀田町、田上町

以上

<報道機関からのお問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
総合企画グループ
TEL：025-245-2214